

海外知財訴訟保険事業

平成30年度予算額 **0.6億円（0.6億円）**

事業の内容

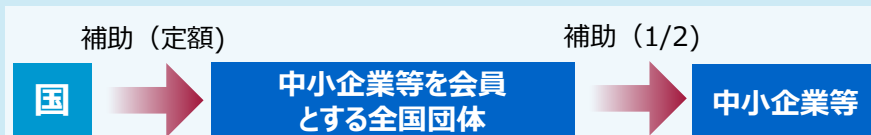
事業目的・概要

- 中小企業等による外国出願件数の増加に伴い、知財訴訟件数が増加しており、新興国等、海外での知財訴訟に日本企業が巻き込まれるリスクが高まっています。
- 海外での知財訴訟について、中小企業は資金不足から応訴することができず、正当な権利を主張することもできずに、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる可能性もあります。
- こうした背景を受けて、特許庁では平成28年度に保険会社等と連携し、知財分野で初めての保険制度を創設しました。
- 本事業では海外知財訴訟費用保険への会員企業の加入を促すための掛金負担を軽減する補助を行います。これを通じて、中小企業等の海外での知財訴訟リスクへの対策を強化します。

成果目標

- 平成28年度から平成31年度までの4年以内で、加入件数1,250件を目指します。また、5年以内に民間ベースで自立した保険制度となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

補助金交付対象、補助対象経費及び補助率

- 補助金交付対象
海外知財訴訟費用保険を団体保険として運営する中小企業等を会員とする全国団体
- 補助対象経費：保険に加入する中小企業等の保険掛金
- 補助率 1/2、1/3

